

(1) 各種監査の円滑な実施

方向性	<p>定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。</p> <p>監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
取り組み	<p>定期監査として、平成 30 年度は 4 つの部及び教育機関、行政委員会等について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。</p> <p>また、随時監査は、財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査を行います。</p> <p>住民監査請求が提出された場合は、監査期間の 60 日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。</p>

**9 月末の
進捗状況
【〇】**

定期監査は市民安全部と福祉部に対して 4 月から実施し、7 月 3 日に監査委員による講評が行われました。現在は財務部及び教育機関の監査を実施中です。

随時監査のうち財政援助団体等監査は、「公益財団法人 枚方体育協会」が監査対象に選定されました。また、同監査に伴う所管部署に対する監査として社会教育部 スポーツ振興課が選定され、いずれも 11 月から来年 2 月までの間で実施予定です。

住民監査請求については、棄却（一部、却下）が 1 件です。

(2) 例月現金出納検査、決算審査及び財政健全化法に基づく審査

方向性	<p>監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。</p> <p>決算審査については、市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
取り組み	<p>例月現金出納検査については毎月 1 回、決算審査等については 6 月から 8 月の間に実施します。</p>

**9月末の
進捗状況
【〇】**

例月現金出納検査については毎月1回実施しました。

決算審査等は、企業会計については6月25日から、一般会計・特別会計については7月10日からそれぞれ実施し、8月31日に市長へ決算審査意見書を提出しました。併せて、健全化判断比率等審査意見書も提出しました。津田、菅原及び氷室の各財産区会計の決算については現在審査中です。